

三原市大和人権文化センターだより

今年度の主催講座がはじまりました。（そば打ち教室）

☆第1回 そば打ち教室 5月4日(土) 講師：山口郁恵さん

■ 材料 ■

そば粉 400g(ふるいにかける)
中力粉または強力粉 100g
水 約250cc
打ち粉少々(そば専用打ち粉またはそば粉)



菊練り。シワを真ん中に寄せ、三角にします。
練りは大切です。

■ 作り方 ■

① 水回し

鉢に粉を入れ、中央に水を約200cc 加え、粉に水を均一に行き渡らせるように混ぜます。残りの水を少しずつ加え、硬さを調整していきます。

② 練り

まとめた生地を表面がつるつとするまでしっかり練ります。

③ のし

手のひら、のし棒を使って、厚さ1.3ミリくらいになるまでのばします。



④ たたみ

のばした生地に打ち粉をして、たたみます。



⑤ 切り

打ち粉をしっかりとて切ります。



⑥ ゆで

1～2人前ずつを大鍋で1～2分ゆでて水にさらします。

一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会をめざして！

— あいつぐ戸籍等の不正取得事件 —

平成17（2005）年以降、行政書士や司法書士などがその立場を悪用して、住民票や戸籍を不正に取得し、高額で売買していたことが次々と明らかになりました。

行政書士・司法書士・弁護士など8士業には、職務上必要な権限として「職務上請求書」を使って、本人の同意なく戸籍謄本などを取得することが認められています。この職権を利用して不正に取得された個人情報、結婚や就職の際の身元調査や高齢者への詐欺、ストーカー行為などに悪用されていたのです。

※8士業とは… 弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士のこと

いまだになくならない「身元調査」って？

身元調査は、個人の素性や身上について、本籍地・家系・家族構成・居住環境などを戸籍謄本などや聞き込み調査で調べることです。本人の知らないところで、調べることは不当な差別や、重大な人権の侵害につながります。

「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう

この制度は、戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。（代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません）



登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。

市HP 二次元コード

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係（電話：0848-67-6175）へお問い合わせください。

大和地域センターくらしの相談開設のお知らせ

- にちじ 6月21日(金) 9:00～12:00
- ところ 大和人権文化センター 会議室
- 相談内容 くらしの相談・土地・家屋調査士相談
- 相談員2名で対応します。次回は、7月19日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。

- とき 10:00～16:00(土・日・祝日は除く)
- ところ 三原市大和人権文化センター
- 電話 0847-33-1308

人権のひろば



「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」が2023年10月1日に施行されました。
今月は、この条例の紹介の最終回として、事業者の責務について解説します。【第4回】

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、すべての人の人権を尊重し、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

事業者は、その活動の影響を受ける市民やその事業所に所属する個人の権利を守るよう努めなければなりません。

この「事業者」には、会社や個人事業者はもちろん、NPO法人や市民活動団体、町内会、自治会などの営利を目的としない団体も含まれます。

事業者が条例の基本理念に則り、事業活動に関わる者すべての人の人権を尊重し、市の実施する人権施策に共に協力することが、人権意識の高揚に、より一層の充実が図られるものであることから、「事業者の責務」として規定したものです。

【事業者の取り組みの表彰】

三原市は、昨年度の「男女共同参画社会づくり表彰」で、市内の3事業者を表彰しました。

人権に配慮し、みんなが働きやすい環境づくりに努めることは、人権条例の基本理念の実現にも繋がっていくものです。

男女共同参画社会づくりにおいて表彰された事業者の取り組みをホームページで是非ごらんください。



人権条例
二次元コード



三原市ホームページ 二次元コード

男女共同参画社会づくり表彰受賞事業者の紹介

★きょうは何の日？ 6月 人権カレンダー



6月1日～30日 外国人労働者問題啓発月間

厚生労働省は、毎年6月1日から6月30日までの1か月間を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発活動を行っています。

現在は、外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて、ルールに則った雇用が進み、外国人材の受け入れ・共生のための取り組みが進められています。